

DanDan 定期預金規定

1. 本規定の適用

DanDan 定期預金規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）の DanDanBANK（当行において支店名称に「DANDAN」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下、「当店」といいます。）で開設される定期預金についての当行の取扱いを規定したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、DanDanBANK 以外の当行の本支店で開設される定期預金に適用される各種定期預金規定の適用はありません。

2. 口座の開設

この預金口座は、お客さま一人につき 1 口座のみ開設することができます。

3. 取引方法

この預金は、DanDanBANK アプリその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

4. 預金の預入

(1)この預金は、DanDanBANK アプリの操作により、お客さまの当店で開設した普通預金（以下、「DanDan 普通預金」といいます。）口座からの振替により預入するものとします。当行本支店の窓口または A T M で預入することはできません。

(2)この預金の 1 回あたりの預入金額は 1 万円以上（1 円単位）とします。

(3)この預金の預入期間は 1 か月・3 か月・6 か月・1 年・3 年・5 年・1 0 年とします。

(4)取引が完了している預入の取消または変更をすることはできません。「予約扱」の預入についても取消・変更はできません。

5. 自動継続

(1)この預金は満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

6. 取引の制限等

(1)当行は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場

合があります。

(3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7. 預金の解約

(1)この預金を解約するときは、DanDanBANK アプリにより所定の手続きを行ってください。

(2)満期解約予約は、満期日の前日までに解約予約手続きを行ってください。満期解約予約を受付けたときは、満期日に、DanDan 普通預金口座へ元利金を入金します。なお、利息計算書は発行しません。

(3)中途解約は、解約依頼日の当日に、DanDan 普通預金口座へ元利金を入金します。なお、利息計算書は発行しません。

(4)取引が完了している解約の取消または変更をすることはできません。「予約扱」の解約についても取消・変更はできません。

(5)DanDanBANK アプリを解約する場合、この預金も解約するものとします。

(6)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所、メールアドレス等にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②お客さまが本規定その他の当行が定めた各取引規定に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(7)次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記AからDに準ずる行為

(8)口座残高がないまま、12 か月経過した場合には、お客さまに通知することなく当行はいつでも口座を解約することができるものとします。

8. 利息

(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日における当行ホームページに掲載する所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの元金に組入れて継続します。（継続後の預金については第5条第2項の利率で計算します。）預入期間が3年、5年、または10年の場合、6か月複利の方法により計算します。

(2)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(3)預入期間が1年以内のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日のDanDan普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6か月未満……………解約日におけるDanDan普通預金の利率

②6か月以上1年未満……………約定利率×50%

(4)預入期間が3年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日のDanDan普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6か月未満……………解約日におけるDanDan普通預金の利率

②6か月以上1年未満……………約定利率×40%

③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(5)預入期間が5年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の

継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の DanDan 普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6か月未満.....解約日における DanDan 普通預金の利率

②6か月以上1年未満.....約定利率×30%

③1年以上1年6か月未満.....約定利率×40%

④1年6か月以上2年未満.....約定利率×50%

⑤2年以上2年6か月未満.....約定利率×60%

⑥2年6か月以上3年未満.....約定利率×70%

⑦3年以上4年未満.....約定利率×80%

⑧4年以上5年未満.....約定利率×90%

(6)預入期間が10年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の DanDan 普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6か月未満.....解約日における DanDan 普通預金の利率

②6か月以上2年未満.....約定利率×10%

③2年以上3年未満.....約定利率×20%

④3年以上4年未満.....約定利率×30%

⑤4年以上5年未満.....約定利率×40%

⑥5年以上6年未満.....約定利率×50%

⑦6年以上7年未満.....約定利率×60%

⑧7年以上8年未満.....約定利率×70%

⑨8年以上9年未満.....約定利率×80%

⑩9年以上10年未満.....約定利率×90%

9. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行

が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があり、それがお客さまの当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっている場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用規定等の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

11. 規定等の変更

(1)本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

12. 準拠法・裁判所管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
預 783 (2024.10 制)